

はじめに

千葉市では、障害福祉に関し、既存の制度の拡充のみでは対応できない課題が顕在化するとともに、様々な問題が相互に関連し合い、短期間で結果を出すことが難しい状況であることから、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。その第1段階の実施計画として、平成30年3月に策定した「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画」に基づき、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってきました。



一方、国においても、平成30年3月に障害者基本計画(第4次)を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むとともに、障害者権利条約や障害者差別解消法の理念、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の動きを踏まえ、社会のあらゆる場面におけるバリア(社会的障壁)の除去に向けた取組みを推進しています。これらを踏まえて、この度、令和3年度からの3年間の計画期間とする「第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では、障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築することを基本理念としました。

また、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」の第2段階の実施計画として、親亡き後を見据えた支援、発達障害者への支援、重度の障害のある方たちへの支援の3つの重点課題について引き続き取り組むこととし、相談支援の充実、地域生活支援の充実などの6つの基本目標を立てました。

更に、障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量などを一体的に定め、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することとしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

千葉市長

神谷 俊一

